

起業をされる皆様へ

労働保険の 成立手続は お済みですか

労働者※を一人でも雇っていれば
原則として労働保険の成立手続が
必須です

※労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。なお、短時間労働者(いわゆるパートタイマー、アルバイト等)の取り扱いについては労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

よし、
起業した!

あ、労働保険の
成立手続を
するの忘れてた!